

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

あらゆる分野における男女共同参画を推進するため、本町のすべての事業において、男女共同参画の視点に配慮します。

また、町民、事業者、行政区及び関係団体等の理解と協力を得るとともに、地域社会、家庭、学校、職場などにおいて、町民及び事業者等の自主的な活動や男女共同参画社会の実現に向けた取組への積極的な参加を働きかけます。

さらに、国や福島県等と緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する取組を総合的に推進します。

(1) 男女共同参画推進本部の設置

男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策に対し、男女共同の視点を反映させるよう努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向け計画的かつ効果的に事業を推進するため、「棚倉町男女共同参画推進本部」を設置し、庁内の総合的な調整と進行管理を行います。

(2) 男女共同参画推進町民会議の設置

男女共同参画社会の形成を目指すため、有識者や関係団体、町民などからなる「棚倉町男女共同参画推進町民会議」を設置し、行政、町民、各種団体及び事業所における取組状況などについての情報や意見を交換するとともに、男女共同参画の推進に関する調査、審議及び評価を行い、地域社会、家庭、学校、職場などが一体となった効果的な行政施策の推進を図ります。

(3) 町民及び諸団体等との連携

町民、事業者、行政区及び関係団体等との協働・連携を図り、男女共同参画意識の啓発と施策の円滑な推進を図ります。

(4) 国・県等との連携

男女共同参画推進に係る問題は、広範多岐にわたっていることから、国・県、近隣自治体及び関係機関との連携と相互協力体制の強化を図ります。

(5) 計画の進行管理

事業実施推進状況を検証・評価し、次の施策に生かすことにより効果的な推進に反映させるとともに、町民が男女共同参画に関心を持つよう、評価の結果を公表するなど適切な進行管理を行います。

2 計画の目標指標

第3次男女共同参画計画の目標値

項 目		現状値 (R6.4)	目標値 (R17.4)
基本目標1	審議会等委員における女性の割合	13.8%	30%
	町職員管理職の女性の割合	9.1%	30%
基本目標2	保育園待機児童	3人	0人
	特定保健指導実施率	57.4%	60%
基本目標3	幼小中学校のPTA会長の男女比率	男 女 7:1	男 女 5:3
	学校運営協議会における女性の割合	29.8%	40%
基本目標4	町職員における男性育児休業取得率 (1週間以上の取得率)	33.3%	100%
	小規模(小商い)女性経営者数	88人	100人
基本目標5	地域防災会議における女性の割合	0%	30%
	女性消防団員数	3人	5人